

事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）での有識者からの意見と当初予算要求への反映状況等

施策214：NPOの参画による「協創」の社会づくり

担当部：環境生活部

基本事業	事務事業	意見	当初予算要求への反映状況等
21401 県民の社会参画活動への支援	1 NPO活動支援推進事業費	●寄付が集まらない理由は(1)集めてない(2)何に使われるかわからない(3)寄付する仕組みや仕掛けがないの3つ。条例制定だけでは寄付金総額は増えない。具体化したターゲットに地域課題を「見える化」し、その解決策を示して、「寄付」という社会参加を働きかけるように、意識改革、スキル向上、成功体験が不可欠。	○条例は寄附を集める手法のひとつと考えています。NPOが自立・持続した活動を展開できるよう、市民ファンドや地域金融機関との連携、寄付の仕組みづくりなどを検討します。
	2 みえ県民交流センター管理事業費		
	3 みえ県民交流センター指定管理事業費	●「NPOマネジメント講座」は誰のための講座か。寄付を集めた経験がないNPO支援組織がNPOの資金調達をどう支援するか。カギは「地域金融機関」。志ある職員による勉強会の開催、融資審査や経営会議などへの巻き込み、利子補給など。NPOにとって「融資」が資金調達方法の選択肢となるためには、少額でも借りて完済する成功体験が不可欠。 ●県域の市民活動センターとして、特定非営利活動法人以外の市民活動団体（社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む）に対する支援のあり方も、検討されたい。 ●指定管理者制度を取っているが、委託だけではなく、県による運営に関する評価を行うことが必要。 例)新潟市における「公の施設目標管理型評価マニュアル」を参照	○NPOが自立・持続した活動を展開できるよう、市民ファンドや地域金融機関との連携、寄付の仕組みづくりなどを検討します。 ○NPO法を所管していることからNPO法人への関わりが中心となっていますが、施策本来の対象は法人格の有無に関係なく「NPO」（ボランティア団体、市民活動団体等）になっています。みえ県民交流センターでは、引き続きNPO法人以外の団体を含む幅広い団体の情報を把握し、提供していきます。 ・三重県においても、指定管理者の自己評価に対して県の評価を実施しています。
	4 災害ボランティア支援等事業費	●東日本大震災以外の災害（豪雨災害等）の被災地支援も必要であることから、みえ災害ボランティア支援センターは閉鎖せずに、機能を維持していくことが必要と考える。	○センターについては12月で東日本大震災支援の活動を終了しますが、災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平時の態勢を整え、事務局機能を維持していきます。
21402 NPOが活発に活動できる環境の充実	5 新しい公共支援基金事業費	●引き続き県として「新しい公共」をどう推進していくのか、全庁的な体制づくりが必要と考える。	・同じく「新しい公共」を推進する取組である「美し国おこし・三重」の取組が、平成26年度で終了することをふまえ、今後両者で推進のための体制等について検討していきます。
	6 NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業費	●地域内で資源が循環する基盤を構築できたかは不明。「ヒント集」をつくって、配布しただけでは意味がない。それをテキストに、先人に学ぶ具体的な場づくりが不可欠。 ●いかにして新たな取り組みの芽を見つけ、「ヒント集」を利活用しながらそれを育てていけるか、その支援を担うセクションのスキルアップが課題と考える。	○みえ県民交流センターにおいて、NPO等を対象として、「ヒント集」を用いた勉強会を実施します。 ○みえ県民交流センターで、中間支援組織の職員を対象にマネジメントに関する研修等を実施し、スキルアップに努めます。
21403 NPOとさまざまな主体との「協創」の推進	7 災害時に備えたネットワーク強化事業費	●市町との連携強化を求めたい。 ●市町への研修事業だが、そもそも市町が担当する業務だと思う。ただし、一部の市町では災害ボランティアセンターを運営できるマニュアルがないなどの状況だと思っているので、期限付きの事業として運営する必要がある。	○災害発生時に速やかに活動を開始できるよう、平時の態勢を整え、事務局機能を維持するとともに、市町や市町社会福祉協議会との連携を強化していきます。 ○運営マニュアルがないなどの状況にある市町について、体制整備に向けて、研修等の支援を行っていきます。
	8 NPO視点による協創の地域づくり実践事業費	●特定非営利活動法人以外の市民活動団体（社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む）に対する働き掛けが弱いように思われる。	・NPO法を所管していることからNPO法人への関わりが中心となっていますが、施策本来の対象は法人格の有無に関係なく「NPO」（ボランティア団体、市民活動団体等）になっています。地域づくりに取り組む団体を小グループから育成している「美し国おこし・三重」推進PTとも連携し、広く働きかけを行っていきます。
	9 協創の地域づくり推進事業費	●「ブラッシュアップ研修」を実施している「美し国おこし・三重」との棲み分けや連携はあるか。研修だけでは育たない。実践の場はあるか。「美し国おこし・三重」終了後にどんな仕組みを残すか。キーワードは「SR」。あらゆる個人や組織を巻き込む「SR推進室」の設置など。 ●地域づくりは一時的には基礎自治体である市町が担うべきであり、県がこの事業を行うのであれば、市町の職員のスキルアップの支援や財政支援など、後方支援に徹するべきと考える。	・「美し国おこし・三重」推進PTは小グループから地域づくりに取り組む団体を育成しています。対象や方法など異なるところもありますが、めざすところは同じであり、今後両者で推進のための体制等について検討していきます。 ・市町職員、地縁団体、学生等を対象とした地域づくりのスキルアップの研修等を実施してきましたが、一定の成果があったことから終了し、今後は、NPOと企業等が連携・協働して地域課題に取り組む中で、人材の育成を図ります。
10 NPOと企業等のパートナーシップ促進事業費	●NPO等と企業の連携・協働促進のためには、「NPO等」（特に特定非営利活動法人以外の市民活動団体）についての情報把握が必要であるが、そうした情報の収集・把握が弱いように感じる。 ●Table for TwoというNPO団体がある。企業の社内食堂を通じてアフリカの子供たちへの寄付活動を促進させる試みである。 →地域の子供を対象としたものに転換できるのではないかと。	○みえ県民交流センターでは、地域の市民活動センターや市町と連携し、引き続き市民活動団体情報を幅広く把握します。また企業訪問等において活用します。 ○NPOが継続的に活動していくためには、財政基盤が重要です。提案いただいた事例についても、NPOを支援していく仕組みづくりの中で検討していきます。	

	意見	当初予算要求への反映状況等
施策に関する総合的な意見	<p>●「NPO」といってもひとくくりにはできない。収入規模が小さいからといって、活動基盤が脆弱なわけではない。規模ではなく、機能の問題。県としてどんなNPOを応援するか、具体的に明示することも必要では。</p> <p>●大切なことは「地域の課題を解決すること」。その担い手はNPO法人だけではない。法人格も「手段」。NPO法人に対する寄付金総額だけでは県民の社会参加度は測れないのではないかと。認定NPO法人数だけでNPO活動が活発かはわからないのではないかと。</p> <p>●条例指定制度は手段の一つではあるが、優先順位は高くないのではないかと。</p> <p>●e-モニターによるアンケートという手法で出される数字が、県民指標の目標項目に掲げる数字としての信頼に足るものなのか（県民意識調査の数値との乖離もあり）疑問を覚える。また、特定非営利活動法人以外の市民活動団体（社団法人や地縁法人などの法人格を持つものを含む）に対する意識が弱いように思われる。</p> <p>●相応の活動を実施しているので継続が肝要と考える。</p> <p>●評価がCであるのは、認定NPO法人数が目標値を満たしていないからである。この目標値の設定に問題があるのではないかと。 →基本事業21402「NPOが活発に活動できる環境の充実」を評価するための指標が、認定NPO団体の数というのはうまくマッチングしていない。むしろ、「ヒント集」の認知度がどの程度広がったか、もしくは、その汎用性がどの程度効果的であったかを検討すべきではないかと。</p> <p>●現在、企業はCSRの一環としても地域貢献への意欲が高いので、県がNPO団体とリンクさせてあげるのも事業としてなりたつ。</p> <p>●県としては、県内の企業誘致事業とも関連するが、社会起業家の活動を奨励することもあり。アショカ財団の事例も役に立つ。</p>	<p>○ヒント集を活用し、全NPO法人を訪問した結果、さまざまな課題が見つかりました。県としては、自立に向けた活動基盤の強化を中心に支援していきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人に対する「寄付金総額」については、「寄附」を通じて、県民が社会参加するという意味で指標を設定しました。また、「認定NPO法人」については、NPOを取り巻く環境が整備されることにより、認定NPO法人数が増加すると考えました。ご意見は今後の参考といたします。 ○条例で指定することによりNPO法人への寄付を促す制度については、NPO法人の財政基盤の強化に資するものと考えていますが、ご意見を参考とさせていただき、条例指定以外の方法による寄付の促進についても、仕組みづくりを検討します。 ・ご指摘は、アンケートの手段、方法について今後検討していくなかで参考といたします。NPO法を所管していることからNPO法人への関わりが中心となっていますが、施策本来の対象は法人格の有無に関係なく「NPO」（ボランティア団体、市民活動団体等）になっており、情報共有・発信等の支援を行っています。 ・引き続き、誠心誠意、取り組んでいきます。 ・NPOを取り巻く環境が整備されることにより、認定NPO法人数が増加すると考えました。ご意見は今後の参考といたします。 <p>○NPOと企業との連携を進めるため、企業の社会貢献意識を醸成するとともに、NPOと企業が、それぞれの強みやニーズについての情報共有や交流を行う場づくりに取り組み、NPOと企業との相互理解を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOが自立・持続した活動を展開できるよう、アショカ財団の事例も参考といたします。

注) ○は当初予算要求に反映したものを示しています。